

第85号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立水産会館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立水産会館

2 指定管理者

神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

神戸市漁業協同組合

代表理事 福田 明弘

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立水産会館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立水産会館の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立水産会館

2. 指定管理者

神戸市漁業協同組合 代表理事 福田 明弘

住所 神戸市垂水区平磯 3 丁目 1 番 10 号

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和 4 年度～令和 9 年度 限度額：33,000 千円

5. 令和 5 年度予定額

6,600 千円（令和 4 年度指定管理料 6,600 千円）

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和 4 年 10 月 7 日（金曜）

7. 選定理由

神戸市立水産会館については、神戸市漁業協同組合の本部事務所に隣接し、建物内部で往来が可能であり、また水道・電気・ガスなど併設施設も共用であるなど、一体的な構造となっている。

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合」については、指定管理者の選定について公募によらず選定が可能とされていること、及び同施設の管理運営は、開設以来、地域住民との円滑な連携のもと、これまで管理運営を担ってきた現在の指定管理者が最も効率的に実施できることから、経済観光局指定管理者選定評価委員会において、現在の指定管理者を候補者として選定した。

[施設の概要]

1. 設立趣旨

漁業の振興を図るとともに、漁業者の教養及び文化の向上並びに福祉の増進を図ることを目的に設置した。

2. 所在地

垂水区平磯3丁目125番地の26

3. 開設時期

昭和56年9月2日

4. 構造

鉄筋コンクリート造

5. 施設内容・規模

1F 荷捌所 (762 m²)

2F 集会ホール (330 m²)、大会議室 (140 m²)、小会議室 (33 m²)、和室 (33 m²)、料理教室 (41 m²)、軽食堂(121 m²)

6. 開館時間・休館日

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週火曜日、年末年始(12月28日～翌1月4日)

7. 利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体数(団体)	295	49	305
利用人数(人)	8,302	1,336	7,125
歳入金額(千円)	1,120	524	1,559